重要度 C　　2026.10.9

国連 CODEX はリサイクルガイドライン討議文書に提出されたコメントを公表

（一財）化学研究評価機構
食品接触材料安全センター　石動正和

解説

・2026 年 10 月 8 日 CODEX は、食品汚染物質部会 CCCF 19（2026 年 10 月 19～23 日、エジプト）で検討されるリサイクルガイドライン討議文書（米国が作成し、カナダ、日本、EU が支援）に提出されたコメントを公表した。

・加盟国のうち、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、EU、イラン、日本、ニュージーランド、ペルー、韓国、シンガポール、スーダン、タイ、トルコ、米国がコメントを提出した。

・リサイクルガイドライン策定に向け全体に前向きのコメントが確認される。EU は用語の定義をよりクリアーにするコメントを提出した。

・討議文書付録 II パラグラフ 6 に示された AN（0.02ppm）と VC（0.01ppm）の食品中濃度制限について、コメントは確認されない。

・2030 年採択に向け議論を加速するため、インターネットベースの電子作業部会（EWG）が設置される方向にある。ニュージーランドと日本は EWG の共同議長を務める意思を表明した。

CODEX　CCCF 会合
https://codex.fao.org/codex-committees/general-subject-committees/cccf/related-meetings

CCCF 19 －　Codex 食品汚染物質部会
https://codex.fao.org/meetings/d/cccf-19-1

CODEX「項目 14.2　記述：CL 2026/60-CF（食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドラインの策定）に対する回答におけるコメント」2026 年 10 月 8 日
https://codex.fao.org/restapi/searchMeetingDocument/cf19_14_Add.1x.pdf?lang=en&id=121076

食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドラインの策定：CL 2026/60-CF[1]に対する回答におけるコメント（提出者：アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、欧州連合（EU）、イラン、日本、ニュージーランド、ペルー、韓国、シンガポール、スーダン、タイ、トルコ、米国（USA）、ラテンアメリカ食品・飲料産業協会連盟（ALAIAB）、欧州消費者連盟（BEUC）、Food Industry Asia（FIA）、FoodDrinkEurope、国際飲料協会連盟（ICBA）、及び国際特殊栄養食品産業連盟（ISDI））

背景
1. 本文書は、2026 年 9 月に発出された CL 2026/60-CF に対し、Codex オンライン・コメント・システム（OCS）及び電子メールを通じて寄せられたコメントを、文書作成時点において取りまとめたものである。OCS におけるコメントの取りまとめ順序は、まず一般的事項に関するコメントを記載し、続いて特定の条項に関するコメントを記載する形となっている。

附属書に関する説明
2. OCS 及び電子メールを通じて提出されたコメントは、附属書 I として添付し、表形式で示す。

附属書 1
一般的事項に関するコメント

アルゼンチン
アルゼンチンは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する高水準のガイドライン策定に向けた CODEX 委員会の取組みの継続を支持する。

将来のガイドラインは、政策立案者や規制当局にとって有用となるよう十分に詳細であると同時に進化するリサイクル技術に対応できる柔軟性も備えているべきだと考える。

また、リサイクルプラスチックの安全性評価において、実用的でリスクに基づいたアプロー

チを採用すること、そして食品包装に使用される様々な種類のリサイクルポリマー（PET、PP、HDPE などを含むがこれらに限定されない）をこの取組みの対象に含めることを支持する。更に、メカニカルリサイクルとケミカルリサイクルの安全性評価アプローチに既存の相違があることを踏まえ、部分解糖などのプロセスを含むケミカルリサイクルを評価対象に含めることも適切と考える。

オーストラリア

オーストラリアは、食品包装におけるリサイクル材の安全な使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するガイドラインを策定するという米国の提案、及びそのガイドライン策定に向けた勧告に意見を述べる機会が与えられたことに感謝の意を表す。

オーストラリアは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関する Codex ガイダンスを策定する提案を支持する。この取組みは、消費者の安全を最優先しつつ、国際的な整合性を高め、不要な貿易障壁の回避に寄与し、製造業者に実用的な指針を提供するという点で有益であると考えられる。また、この取組みは、包装に関する循環型経済の推進を目指すオーストラリア気候変動・エネルギー・環境・水資源省の方針とも整合する。

オーストラリアは、当該ガイダンスが国際的な整合性あるベースラインを提供しつつ、加盟国が自国の規制枠組みの中でそれを適用できるものであるべきという点に同意する。また、リサイクルプラスチックのサプライチェーン全体に亘る管理が必要であるという点にも同意する。

ガイダンスはリスクに基づいたものであり、かつ、多様なポリマー、リサイクル技術、規制アプローチを網羅できる柔軟性を備えている必要がある。また、定義、供給源の管理、プロセスのバリデーション、試験、取扱い、意図された用途、及び裏付けとなる文書について明確に扱うべきである。

オーストラリアは、CODEX のプロセスを通じて加盟国から寄せられる意見を考慮しつつ、当該文書に示された作業計画を進めることを支持し、その作業に貢献する用意がある。

ブラジル

ブラジルは、本検討文書の作成に当たり、米国、カナダ、EU、及び日本の尽力を評価する。ブラジルは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するハイレベルな CODEX・ガイドラインの策定を支持する。但し、その条件として、ガイドラインが科学及びリスクに基づいていること、技術的に中立であること、そして各国の規制枠組み、リサイクルのインフラ、技術的能力、技術の進展状況に対応できる十分な柔軟性を備えていること

が求められる。

当該ガイドラインは国際的な参照基準及びベースラインとして機能するものであるべきであり、各国の規制枠組みへの自動的かつ一律な組込みを求めるものであってはならない。その実施に当たっては、適切なレベルの健康保護を確保しつつ、各国の規制要件、インフラ、技術的・分析的能力、技術の成熟度、並びに技術的・経済的な実現可能性を考慮した上で、所管の官庁による評価に委ねられるべきである。

ガイドラインは、特定の技術的解決策を規定したり優先したりすることなく、フィジカルリサイクル、ケミカルリサイクル、及び新規技術を含む、多様なポリマー、包装構造、リサイクル技術を網羅すべきである。安全性評価は、意図される用途に見合ったものである必要があり、ポリマーや包装材料の構造、食品の種類、接触条件、移行、消費者へのばく露、保管・流通過程の条件などを、必要に応じて考慮しなければならない。

勧告 8(i) – 情報の十分性
ブラジルは、文書 CX/CF 26/19/14 で提供された情報は、新規作業の開始を裏付けるのに十分であると考えている。この支持は、後にガイドラインに盛り込むために提案される可能性のある特定の技術的基準や規定への同意と解釈されるべきではない。ブラジルは、リスクに基づく評価、技術的中立性、柔軟性、及び異なる法域間での適用可能性に特に留意しつつ、将来の EWG（電子作業部会）の活動を通じて技術的内容を更に検討・策定すべきであると考えている。従って、新規作業の開始は、作業の進展に伴い加盟国がガイドラインの具体的な技術的要素に対してとる立場を予断するものであってはならない。

勧告 8(ii) – プロジェクト文書
ブラジルは、各国の状況や技術開発の差異を反映できる十分な柔軟性を保ちつつ、所管の官庁や政策立案者にとって有用な参考となるような、ハイレベルなガイドラインの策定を支持する。

プロジェクト文書においては、回収・分別システム、リサイクルのインフラ、技術的能力、及び利用可能な技術が法域によって大きく異なることを認識すべきである。従って、ガイドラインは、詳細かつ厳格な要件を定めるのではなく、一般的な原則を確立するものであるべきであり、単一の規制モデルを世界中で一律に適用できると想定すべきではない。既存の規制アプローチは、技術的な参考情報及び経験の源として考慮されるべきである。

またブラジルは、提案されているプロジェクト文書について、現段階では CODEX 食品添加物部会（CCFA）との協議や協力への言及を削除するよう修正すべきと考えている。なぜ

なら、現在提案されている作業は、同部会の付託事項や検討範囲と直接的な関連があると見受けられないからである。ガイドラインの策定及び検討の過程で、他の CODEX 下部組織からの意見や協力を必要とする特定の課題が特定された場合、その段階で CCCF がそのような協力の必要性を再検討すればよい。

更に、試験に関する勧告は、リサイクルプロセスの有効性、特に当該プロセスが関連する汚染物質を除去又は制御する能力を実証することを目的とした試験に明確に限定されるべきである。そうした勧告は、食品接触材料の安全性評価及び認可に適用される既存の国又は地域の要件と重複したり、それらを複製したり、或いはそれらに取って代わったりするものであってはならない。今後のガイドラインにおいては、リサイクル材に適用される評価及び規制要件が管轄区域によって異なる可能性があることを認識し、不要な重複や技術的障壁を生じさせかねない試験要件の設定を避けるべきである。

勧告 8(iii) – 付録 III における提案の概要
ブラジルは、付録 III の全体的な構成を EWG における検討の適切な基礎であると考えているが、いくつかの技術的事項については更なる検討が必要である。

本ガイドラインでは、必要に応じて以下の事項を取り上げるべきである。
- 原料／供給源の管理（トレーサビリティ、分別、組成、均質性を含む）
- 生産のスクラップやその他のプラスチック材料を外部から調達する場合の供給業者の適格性確認
- リサイクル及び汚染物質除去の有効性の実証（科学的に適切な場合の代替物質を用いたチャレンジテストを含む）
- 毒性学的評価及び適切な汚染物質許容限界値の設定
- 移行及び消費者へのばく露
- リスク管理策としてのファンクショナルバリア
- NIAS 及び接着剤や印刷インキなどの関連包装構成要素への配慮

外部の供給業者から材料を調達する場合、投入材がリサイクル工程及び意図された食品接触用途に適していることを保証するため、適切な供給業者の適格性確認や、サプライチェーン全体に亘る原料管理を実証する仕組みを検討すべきである。

ケミカルリサイクル及び高純度の材料
本ガイドラインでは、ケミカルリサイクル工程について、その生成物の性質や純度に応じて区別を行うべきである。ブラジルでは、完全な解重合及び適切な精製を経て得られた材料であって、従来の製造ルートで生産された物質と区別がつかないものは、適用される純度及び

その他の規制要件を満たす限り、個々の承認なしに使用できる場合がある。従って、ケミカルリサイクルによる生成物が十分に精製され、認可物質と化学的に同等である場合、それらを自動的に通常のリサイクルプラスチックと同じ評価アプローチの対象とすべきではない。

一方、混合物、オリゴマー、又は中間体を生成する工程については、その材料の特性、潜在的な汚染物質、及び NIAS を考慮した個別の安全性評価が必要となる場合がある。

ケミカルリサイクルやその他の新たな技術も本ガイドラインの適用範囲に含めるべきであるが、それらが含まれることは、あらゆる法域において技術的又は経済的な実現可能性が認められたことや、推奨されたことを意味するものではない。それらの安全性は、特定の工程及び生成される材料の特性に応じて評価されるべきである。

ブラジル及び MERCOSUR の事例
食品接触用途のリサイクルプラスチックに関するブラジルの現行の規制枠組みは、RDC No. 20/2008 に基づき、主に食品グレードのポストコンシューマーリサイクル PET（PET-PCR）を対象としている。ブラジルは MERCOSUR の枠組みにおいて、GMC 決議第 30/2007 号の改定についても協議を行っている。これには、PET のケミカルリサイクルに関する具体的な側面、定義、安全性実証の要件、及び特定の条件下におけるチャレンジテストの免除の可能性などが含まれる。

現在の取組みはコストコンシューマーPET に重点が置かれているが、リサイクル材の安全性や汚染除去の有効性を評価するための原則やメカニズムは、より広範な CODEX ガイドラインの策定に寄与する可能性がある。こうしたガイドラインは、リスクに基づいたアプローチにより、食品接触用途における他のリサイクルプラスチックの利用拡大を安全に進める一助となり、人の健康に対する適切な保護水準を維持しつつ、材料の循環性向上を後押しするものとなるだろう。ブラジルは現在、リサイクル材に伴う潜在的リスクへの適切な対応を確保しつつ、こうした利用拡大を可能にするための手法について、様々な場で協議を進めている。

検証、安全性の実証、及びリスク管理
今後のガイドラインでは、リサイクルプロセスの有効性を実証し、リサイクル材の安全性評価を裏付けるために使用可能なプロトコルや証拠について、より明確に示す必要がある。CCCF によって新規作業が承認され、EWG が設置される場合、同部会は必要に応じて以下の事項を検討すべきである：

- 検証をパイロット規模で行うべきか、それとも産業規模で行うべきか。
- 現場での施設評価が必要か、或いは特定の状況下では文書による証拠や技術報告書で十分

か。
- 規制当局間の相違を考慮した上での、参照汚染物質の選定及び適用。
- 想定される用途（対象となる食品の種類や、感受性の高い集団への影響を含む）。
- 想定される用途及び接触条件に基づくばく露。
- 検証や分析試験を実施する試験所に対する要件。
- 試験を申請者が実施しても良いか、或いは独立した試験所が関与すべきか。

結論
ブラジルは、提案された新規作業の推進を支持する。今後のガイドラインは、科学及びリスクに基づいた国際的な原則を確立しつつ、異なるポリマー、包装構造、リサイクル技術、及び各国の状況に対応できる柔軟性を備えたものであるべきである。

ガイドラインは、各国の規制に自動的又は一律に組み込まれることを前提とするものではなく、国際的な共通の参照基準を提供するものであるべきである。その実施に当たっては、各管轄区域の規制、技術、インフラ、及び経済状況に応じ、所管の官庁による評価に委ねられるべきである。

カナダ
カナダは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドラインを策定する本作業を支持する。リサイクル材の使用は、プラスチック廃棄物を最小化又は排除しようとする環境への取組みと整合する一方で、食品接触材料を介して消費者に懸念される化学物質をばく露する可能性もある。この問題は世界中の多くの所管の官庁によって調査されており、健康保護を支援し、貿易を円滑にするための国際的なガイダンスが必要とされている。

チリ
チリは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関するガイドライン策定勧告について意見を提出する機会を歓迎する。

この点に関して、チリは以下の点について意見を述べる。
- チリは、本討議資料に示されているデータと情報は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関するガイドライン策定に向けた新たな作業を開始するのに十分であると考える。

- チリは、CCCF 第 20 回会合での検討に向けて、提案されたガイドラインを作成するための作業部会の設置を支持する。

イラン

イランは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関する CODEX ガイドラインの策定を支持する。但し、これらのガイドラインは、ハイレベルであり、かつリスクベースで食品安全に焦点を当てたものであり、CCCF の権限外である環境及び廃棄物管理の問題を網羅しないことが条件となる。また、ガイドラインは、強制的なものではなく柔軟性があり、各国、特に開発途上国の規制制度、リサイクルのインフラ、技術力、資源の違いを考慮に入れるべきであり、貿易障壁とならず、いかなる上限値、強制的な試験方法、又は強制的な認証制度も設けるべきではない。更に、科学的根拠とリスク分析に基づき、EWG には先進国と開発途上国がバランスよく参加し、能力開発も考慮されるべきである。概要には、提案された項目に加え、トレーサビリティ、文書化、GMP、サプライチェーンにおける関係者の責任についても言及されるべきである。イランは、これらのコメントが反映されることを条件として、プロジェクト文書を新規作業として CAC50 に提出し、承認を得ることに同意する。

日本

討議資料の作成に積極的に貢献してきた日本は、提示された情報が食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関するガイドライン策定に向けた新たな作業開始を支持する十分な根拠を提供すると考える。

日本は、提案された新たな作業と、プロジェクト文書を CAC 50（2027）に承認のために送付することを支持する。また、日本は、付録 III に示された概要が、EWG によるガイドライン策定のための適切な根拠を提供していると考える。

EWG が設置された場合、日本は引き続きこの作業に貢献することを希望し、委員会の合意を条件として共同議長を務める用意がある。

ニュージーランド

ニュージーランドは、ガイドライン草案の作成に尽力した米国、カナダ、EU、及び日本に感謝の意を表す。

ニュージーランドは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する CODEX ガイドラインの策定を支持し、討議資料が新たな作業開始を支持する十分な情報と根拠を提供していると考える。ニュージーランドは、提案されているガイドラインを更に発展させ、プロジェクト文書を新規作業として CAC 50 に提出し承認を得るため EWG の設立を支持する。ニュージーランドは EWG の共同議長を務めることを希望する。

ニュージーランドは、国際的に一貫性がありながらも、様々なリサイクル技術やその発展に対応できる十分な柔軟性を備えた、科学的かつリスクに基づいた枠組みが、食品安全、規制の一貫性、そして公正な貿易を支える上で有益であると考えている。これは、食品接触用途のリサイクルプラスチックに対する各国当局の現在の対応が異なっていることを鑑みると、特に重要である。

今後の作業における重要な焦点は、供給源と投入物の管理、汚染リスク、リサイクルプロセスの有効性、残留リスク、そして最終的に得られる食品接触材料の安全性と意図された用途との間の明確な関係を確立することにある。ガイドラインは、食品接触材料に適用される既存の要件を補完するものでなければならない。

ガイドラインの策定が、新たな毒性学的手法や世界的にハーモナイズした定量的閾値を必要とする分野に進む場合、ニュージーランドは適切な科学的専門知識を活用すべきであると考えている。プロジェクト文書では、現時点では専門家による共同科学的助言は必須とは見なされないものの、ガイドライン策定の過程で必要性が認められた場合は関係機関との協議を認めているとされる。ニュージーランドは、作業の進捗状況に応じて以下の原則を考慮することを推奨する。

1. 用語と定義の統一
ニュージーランドは、リサイクルプラスチック及びリサイクル技術に関する国際的に整合性のある定義の策定を支持する。共通の用語を用いることで、所管の官庁及び業界は食品安全及びリスク評価の原則を一貫して適用できるようになる。

2. ガイダンス案の適用範囲
ニュージーランドは、CODEX 委員会の背景文書において、リサイクルプラスチック及び再生紙・再生繊維包装が懸念事項として挙げられていることを認識している。しかしながら、ガイダンス案はリサイクルプラスチックに焦点を当てており、再生繊維包装については触れていない。背景文書では、紙包装は乾燥食品に多く用いられており、汚染物質の移行リスクが低いか、或いはバリア層が用いられていることを認めている。しかしながら、再生紙には PFAS による汚染リスクがあり、PFAS は段階的に廃止されつつあるものの、回収紙には依然として残存する可能性がある。

3. 国際的な背景
包装リサイクル・回収団体を代表する EXPRA（拡大生産者責任アライアンス）からのフィードバックによると、EXPRA はこの CODEX 委員会の取組みについて認識していなかった

とのことである。EXPRA はまた、現在施行されている欧州連合の主要な規制は EFSA と 2022/1616 であり、これは特に再生 PET に焦点を当てた適切なリサイクル技術を規定していると述べている。

4. リスクと技術に基づくアプローチ
ガイドラインは、異なるリサイクル技術にはそれぞれ異なる考慮事項があることを認識し、リサイクルプロセスや最終的な払出しに関わらず、同一の投入要件と評価要件を適用することを避けるべきである。討議資料自体が、メカニカルプロセスや溶解プロセスを含むフィジカルリサイクルと、メタノリシス、グリコリシス、熱分解などのケミカルリサイクルプロセスを区別している。

5. 投入リスク、リサイクルプロセス、最終払出しの明確な関係
ニュージーランドは、この点を特に今後の発展が重要な分野と考えている。ガイドラインは、投入特性と汚染リスク、適用されるリサイクル技術とプロセス管理、必要な除染効果、残留汚染物質リスク、及び意図された食品接触用途との関係を明確に説明すべきである。これにより、下流の食品事業者は、リサイクル材が意図された用途に適していることを適切に保証できるようになる。討議文書は既に、安全性は、管理された投入物、リサイクルプロセス、適切な試験、取扱い、及び意図された用途の統合に依存することを認識している。

6. プロセス管理の明示的な包含
ニュージーランドは、ガイドラインで取り上げるべき主要な側面として、投入／供給源管理、リサイクル技術、GMP、試験及び取り扱いと並んで、「プロセス管理」を追加することを推奨する。これには、リサイクルプロセスが要求される基準を満たす材料を継続的に供給することを保証するため、リサイクルプロセスのパラメータの適切なモニタリングとプロセス逸脱の管理が含まれるべきである。

7. ケミカルリサイクルの適切な取扱い
ガイドラインは、一部のケミカルリサイクルプロセスが、従来の供給源から得られるものと同等の精製モノマー又はその他の出発物質を生成する可能性があることを認識すべきである。ニュージーランドは、メカニカルリサイクルされたプラスチックに適切な要件が全てのケミカルリサイクル生成物にも必ずしも適切であると仮定するのではなく、リサイクル由来の出発物質が従来の供給源由来の出発物質と同じ基準で評価できるほど十分な純度に達したかどうかを判断するための原則を検討することを推奨する。討議文書では、ケミカルリサイクルによって、精製後に従来の供給源由来のものと同等のモノマー又はオリゴマーが生成される可能性があることを認識している。

8. ニュージーランドのリサイクル経路

ニュージーランドでは、発生源管理が徹底されているため、プレコンシューマー又はポストインダスチリアルリサイクル材は一般的にリスクが低いと考えられている。一方、家庭ごみ収集システムで回収される消費後廃棄物は、通常混合されており、選別品質にばらつきがあるため、汚染リスクが高くなる。現在、ニュージーランドでは、食品接触用リサイクルプラスチックの製造において、メカニカルリサイクルが主な経路となっている。国内でリサイクルされたプラスチックから食品グレードの包装材料を製造している加工業者は限られている。Pact Recycling 社は、PET ボトルを PET 製のパックやトレーにリサイクルし、食品接触層にはバージン材を使用している。ニュージーランドには現在、商業的なケミカルリサイクルシステムはないが、将来的にはフィルム to フィルムのリサイクルやケミカルリサイクル技術の開発が検討される可能性がある。

9. 毒性リスクと残留汚染

ニュージーランドは、投入汚染、リサイクルプロセスの有効性、許容残留汚染の関係を支えるリスクベースの原則を説明するガイドラインを支持している。食事経由や移行に関する基準値を用いる場合、感受性の高い集団や、確立された科学的・規制的アプローチを考慮する必要がある。所管の官庁が現在用いている基準値や方法論に違いがあることを踏まえ、ニュージーランドは、適切な科学的検討なしに、ガイドラインで単一のグローバルな定量的基準値を時期尚早に規定すべきではないと考えている。討議文書自体にも、米国、カナダ、EU、日本で用いられている異なる食事経由や移行に関する基準値が示されている。

10. チャレンジテスト

ニュージーランドは、適切な場合、リサイクルプロセスの有効性を実証する重要な手段としてチャレンジテストを支持する。投入ストリームの特性と管理を考慮に入れ、適切な最悪の汚染シナリオを決定するための原則に関する更なるガイダンスが有益だろう。目標は、必ずしも単一の普遍的なチャレンジテストプロトコルを規定することではなく、適用される科学的原則の一貫性を高めることである。討議文書では、初期汚染レベルに関する想定が現在、規制当局間で異なっていることが指摘されている。

11. 実施上の考慮事項

除染技術、チャレンジテスト、プロセス検証のコストは、一部の管轄区域にとって法外なものとなる可能性がある。洗剤などの非食品製品の包装に色分けを施すことは、これらの製品がリサイクル工程に投入された場合の汚染リスクを低減するための潜在的な解決策として議論されてきた。

12. EWG への更なる技術的検討事項

ガイドライン策定に当たり、ニュージーランドは、トレーサビリティ、汚染物質のモニタリング、NIAS、ファンクショナルバリア、リサイクル作業の一貫性、文書化、分析能力、そして将来のリサイクル技術に対応できるメカニズムについても検討することを支持する。これらのトピックは、提案された概要において、盛り込む可能性のある分野として既に特定されている。

ペルー

ペルーは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する研究と提言を支持することを表明する。

シンガポール

シンガポールは、米国、カナダ、EU、及び日本による討議文書及びプロジェクト文書の作成に向けた取組みを評価する。

シンガポールは、食品包装へのリサイクルプラスチック利用における食品安全の側面に関するガイドラインを策定する新たな作業の開始を支持する。その際、各国の規制枠組み、技術的能力、及び地域的な状況に適した措置を各国当局が実施できるよう、柔軟性が維持されるべきであると考える。

シンガポールは、提案された適用範囲が、食品包装へのリサイクルプラスチックの利用に関する安全性の側面だけでなく、供給源・投入物の管理、リサイクル及び汚染除去工程、GMP、チャレンジテストなど、リサイクルチェーン全体に亘る要素を網羅していることに留意する。ガイドラインの提案された適用範囲をより適切に反映させるため、シンガポールは、その名称を「食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な製造及び利用に関するガイドラインの策定」と修正する（注：「製造」を加える）ことを提案する。

スーダン

スーダンは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関するガイドライン案（CX/CF 26/19/14）及び同案の CAC 50（2027 年）への提出を全面的に支持する。スーダンは、多くの発展途上国と同様、リサイクルプラスチックを監視するための専門的な規制・技術的能力が不足しており、それゆえ消費者保護及び貿易の観点から、統一された CODEX の基準が緊急に必要であると考えている。

スーダンは、ガイドラインにおいて以下の点を扱うよう推奨する：食品接触用ではない投入物を排除するための厳格な選別基準を伴う、混合及び非公式な回収ルートへの対応；初期段階のアプローチとして PET のメカニカルリサイクルを優先すること；食品に直接接触しな

い層に対する費用対効果の高い安全策として、ファンクショナルバリアに関するガイダンスを拡充すること；認定試験所の相互承認を伴う、各国のラボの能力構築に関する附属書を含めること；そしてトレーサビリティ及び GMP を強化すること。同時に、スーダンは EWG への参加に関心があることを改めて表明する。

タイ

タイは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関するガイドライン策定に向けた討議文書を作成した米国に対し、カナダ、欧州連合、及び日本からの支援を含め、感謝の意を表す。タイはまた、本件に関し以下のコメントを述べる機会を得たことを歓迎する。

一般的コメント

タイは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するハイレベルなガイドラインの策定を原則として支持する。このガイドラインは、食品の安全性を重視しつつ、環境問題など CODEX への付託の範囲外にある事項の検討を避け、消費者の健康保護及び国際食品貿易における公正な慣行の確保という CODEX の基本目的を強調するものであるべきである。更に、一般的見解として、タイは、FAO 及び WHO による科学的助言、特に「5.3 移行限度の設定」及び「5.4 リサイクルプロセスの有効性試験」に関する助言が提供されれば、当該ガイドラインは極めて有益なものになると考える。これにより、加盟国の所管の官庁はガイドラインを適切かつ効果的に実施することが可能になるだろう。

付録 III：概要 – 食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイダンス

1. はじめに：

タイは、修正されたプロジェクト文書との整合性を図るため、3 行目の記述を「食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用」と修正することを提案する。

2. 目的及び適用範囲：

タイは、修正されたプロジェクト文書との整合性を図るため、2 行目に「安全な」という語を追加し、記述を「食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用」と修正することを提案する。

トルコ

食品接触材料及び成形品に関するトルコの現行国内法に基づき、食品接触材料及び成形品へのリサイクルプラスチックの使用は禁止されているが、以下の 2 つの例外がある：

化学的解重合（脱重合）法により得られたモノマー、オリゴマー、及び出発物質は、関連法

規の規定に適合することを条件として、PET 製の食品接触材料及び製品の製造に使用することができる。

製造工程で生じたスクラップや端材は、製造施設外に持ち出すことなく、GMP の下で同一の製造工程の一部としてリユースできる。

食品の安全性を確保しつつ、食品接触材料へのメカニカルリサイクルプラスチックの使用も認める国内規制制度を確立するため、農業林業省は現在、法制化に向けた検討を行っている。この一環として、欧州連合（EU）規則 2022/1616 を考慮に入れた規制案が作成され、国内でのパブリックコメントに付されるとともに、WTO の SPS 及び TBT 協定に基づく通報が行われた。現在、寄せられた意見の評価プロセスが進められているが、当該規制案はまだ公布されていない。

トルコ国内では、輸出を目的として、汚染除去技術を備えたリサイクル施設が稼働している。トルコにおいて、有害でない都市廃棄物は、一般的に家庭ごみの中で混合状態で収集される。この廃棄物に含まれる PET 廃棄物から、高度なセンサー式選別システム（光学センサー、近赤外線（NIR）センサー等）や手作業による選別方法を用いて、非食品包装用材料（食品と直接接触しない用途向け）が選別・回収される。更に、ホテル・レストラン・カフェ（HORECA）施設や病院における専用の回収システムや、全国で拡大が進められているデポジット返還システムを通じて、発生源での分別回収が積極的に実施されている。

概要案のセクション 5.1a には、発生源での分別収集だけでなく、発生源での管理措置の下で対象外の物質を最小限に抑えるために混合廃棄物を適切に選別するという選択肢も含まれている。トルコは、この柔軟なアプローチが維持・強調されることを強く支持する。分別収集と並んで混合廃棄物の効果的な選別を含めることは、廃棄物管理インフラが多様な国々、特に発展途上国にとって極めて重要である。

実際の運用状況を考慮すると、食品接触リサイクルプラスチックの安全性を評価する際には、基本的に以下の点に基づいた評価を行うべきである：
収集方法と、投入材に対して適用される選別プロセスの有効性との組合せ、特定のリサイクル技術の汚染除去効率の証明（例：チャレンジテストによるもの）、及び最終的な産出物／製品中の残留汚染レベルが安全上の懸念を生じさせないことの確保。

米国

米国は、本議題に関する文書を作成するための非公式な作業をリードした。また、提供されたデータや情報は、提案されているガイドラインに関する新規作業を支持するのに十分で

あると考えている。

米国は、プロジェクト文書がガイドライン策定のための強固な根拠を示していると考えており、同文書を新規作業として承認するために CAC 50（2027 年）へ付託すべきだと考える。また、米国は概要案の構成と内容を支持するとともに、CCCF 20 での検討に向けガイドラインを更に策定するため EWG の設置を支持する。

リサイクルプラスチックを食品包装に安全に使用することには、特有の課題が伴う。食品包装へのリサイクルプラスチック利用に対する関心が高まる中、国際的ガイドラインは、プラスチック製食品包装の安全性を継続的に確保する上で役立つだろう。

提言(i)：本文書（付録を含む）で提供されたデータ／情報が、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドラインの新規作業を支持するのに十分であるかどうかを検討し、十分であると判断される場合には、以下の点について検討すること。

エジプト

エジプトは、本討議文書に関する作業を評価し、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関する CODEX・ガイドラインの策定を支持する。また、討議文書及びその付録で提供された情報は、新規作業の策定を支持するのに十分な根拠となるものと考える。エジプトは、科学的かつリスクに基づいたアプローチを支持する。但し、リスクのレベルや適切なリスク管理措置は、ポリマーの種類、リサイクル技術、投入原料の由来や品質、廃棄物回収システムによって異なり得ると認識している。

特に、将来策定されるガイドラインはポリマーごとの特性に応じたアプローチを採用すべきであり、全てのリサイクルポリマーに対して同一の安全性確保及び汚染除去のアプローチを一律に適用できると想定すべきではない。HDPE、LDPE、PP などのポリオレフィン、とりわけポストコンシューマー廃棄物に由来するものについては、より慎重なリスク管理措置が必要となる可能性があるため、特に注意を払う必要がある。

EU

EU 加盟国は、食品包装へのリサイクルプラスチックの安全な利用に関するガイドライン策定に向けた新たな作業を進める上で、提供された情報は十分であると考える。

ニュージーランド

ニュージーランドは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する包

括的なガイドラインの策定に向けた CODEX の新たな作業を支持する。その際、将来のガイダンスは、政策立案者や規制当局にとって有用な程度に詳細であると同時に、技術の進歩に適応できる柔軟性を備えたものとすべきである。更に、ニュージーランドは以下の点も支持する：(1) リサイクルプラスチックの安全性を評価するに当たり、実用的かつリスクに基づいたアプローチを採用すること；(2) 本作業の対象範囲に、食品包装に使用される様々な種類のリサイクルポリマー（PET、PP、HDPE などを含むがこれらに限定されない）を含めること；(3) ケミカルリサイクル（例：部分グリコリシス）を含めること。

提言(ii)：CAC 50（2027 年）に新規作業として承認を求めるためのガイドライン策定に向け、強固な根拠を確保できるよう、付録 II のプロジェクト文書を見直し、必要な調整を行うこと。

エジプト

エジプトは、提案されたガイドラインについて、明確な根拠、適切な適用範囲、及び科学的かつリスクに基づいた強固な基礎を確保し、CAC 50（2027 年）へ提出できるようにするため、プロジェクト文書を見直し、必要に応じて強化することを支持する。

プロジェクト文書には、ポリマーの種類、リサイクル技術、リサイクル材料の供給源によるリスクの違いや、特に発展途上国における廃棄物収集及びリサイクルのインフラの違いが適切に反映されるべきである。

大韓民国

大韓民国は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドライン策定の新規作業提案を支持する。

また、同国は、ガイドライン策定のために EWG が設置される場合、これに積極的に参加し、貢献する意向である。

提言(iii)：CAC 50 による新規作業の承認後、電子ワーキンググループ（EWG）がガイドラインを策定する際の指針となるよう、付録 III に示されたガイドライン案の概要を見直すこと。特に、構成や全体的な内容が妥当かどうか、また、新たな章の追加や既存の章の更なる充実など、一層の改善の余地があるかどうかについて検討すること。

エジプト

エジプトは、提案された概要の全体的な構成を支持し、特に以下の点について技術的な内容を更に充実させることを推奨する：

- 供給源及び投入物の管理（高リスク又は不適切な原料に対する適切な制限を含む）；
- リサイクル及び汚染除去プロセスとそのバリデーション；
- 適切な代替汚染物質を用いたチャレンジテスト（適用可能な場合）；
- 移行及び安全性評価、NIAS の考慮を含め；
- 意図される使用条件及びファンクショナルバリア；
- 分析による検証及びモニタリング：
- 文書化及びトレーサビリティ；
- 適正製造規範（GMP）。

本ガイドラインは、メカニカルリサイクル技術とケミカルリサイクル技術が、それぞれの汚染除去メカニズムや用途に応じて、異なる安全評価及びリスク管理のアプローチを必要とする可能性があることを認識すべきである。

エジプトは、特にリサイクルプラスチックが食品と直接接触することを意図していない場合において、ファンクショナルバリアを適切なリスク管理の選択肢として盛り込むことを支持する。

またエジプトは、食品接触用途のリサイクルプラスチックに関して、加盟国が自国の規制要件を維持・適用する権利を有することを、本ガイドラインにおいて明示的に認めるよう推奨する。CODEX のガイドラインは、各国の強制的な規制要件の適用を妨げたり制限したりするものであってはならない。

この点に関し、エジプトは NFSA（国家食品安全局）理事会決定第 17 号（2022 年）に基づき、リサイクルプラスチックを含む食品接触材料及び製品に関する国内要件を策定している。

ニュージーランド

ニュージーランドは、付録 III に示されたガイドライン案の全体的な構成と内容を支持し、それが EWG を導くための妥当な枠組みであることに同意する。但し、現時点では概要の詳細が不十分であり、そのアプローチを完全に評価するには、いくつかの技術的項目について更なる検討が必要であると指摘する。ニュージーランドは、EWG に対し、現在既に運用されているリスクベースのアプローチを基盤として検討を進めるよう促す。例えば、米国 FDA、カナダ保健省、タイ FDA などは、原料・供給源の管理、汚染除去の有効性を実証するための代替物質によるチャレンジテスト、及び食品包装用リサイクルプラスチックの安全性を

判断するための化学汚染物質の閾値を導き出す毒性学的アプローチを組み合わせた手法を採用している。

ニュージーランドは、これらの要素をガイドラインに盛り込むことを支持する。また、持続可能性の観点からの重要性や、メカニカルリサイクルとケミカルリサイクルの安全性評価におけるアプローチの違いを考慮し、ガイドラインの適用範囲にケミカルリサイクルを含めることも支持する。ケミカルリサイクル技術は、高度な汚染除去や材料品質の向上を実現し得るものであり、従来であればリサイクル原料として使用されなかった材料をリサイクルするための道を開く可能性がある。ケミカルリサイクル技術はフィジカルリサイクルプロセスを補完するものであり、材料の循環性を高めることができる。

提言(iv)：付録 III に示された概要及び CCCF 19（2026 年）での議論を考慮し、CCCF 20 での検討に向けたガイドライン案を作成するための EWG を設置する。

エジプト

エジプトは、CCCF 19 での議論及び付録 III の概要を踏まえ、CCCF 20 での検討に向けたガイドライン案を作成するための EWG の設置を支持する。

EWG は、特にポリオレフィンやポストコンシューマー廃棄物の流れに関する、ポリマー特有かつ予防的原則に基づくリスク管理上の考慮事項に加え、関連する各国の規制アプローチや既存の科学的知見を考慮に入れた上で、ガイドラインの策定を進めるべきである。

討議文書の更なる作成が必要と判断される場合、エジプトは、付録 I における関連データや情報のギャップを特定し、それに対処することを支持する。

提言(v)：討議文書の更なる作成が必要な場合、CCCF20（2027 年）での改訂版議論文書の検討に向け、付録 I において一層充実させるべき事項やデータ・情報の欠落を特定することが CCCF19 に求められる。
CX/CF 26/19/14：付録書 I – 討議文書

アルゼンチン

討議文書の更なる作成が必要な場合、我々は、不足している情報や、今後の作業段階でより深く検討すべきデータや情報を具体的に特定することを支持する。

この点に関して、私たちは以下の文言を提案する。
「ガイドラインに盛り込む各原則に必要な科学的データ要件を特定する。」

このアプローチにより、既存の科学的及び規制上の知識に基づいてガイドラインを策定できるとともに、関連する情報不足が特定され、必要に応じ作業の過程で対処されることが保証される。

CL 2026/60-CF、パラグラフ 3.1：CX/CF 19/26/14 付録 I（討議文書）に関するパラグラフ 8(i)及びパラグラフ 9(v)についての推奨事項。検討用文書に対するコメントは、CX/CF 20/19/14 パラグラフ 9 で特定された事項に焦点を当てるべきである。これらのコメントは、CCCF 19（2026 年）において EWG が設置された場合、CCCF 20（2027 年）での検討に向けて当該検討用文書を一層精緻化するために同 EWG によって検討されることになる。従って、本討議文書は、総会において詳細な議論や編集を行うことを意図したものではない。

アルゼンチン
アルゼンチンは、文書 CX/CF 26/19/14 付録 I に示されたレビューが、ガイドライン策定作業を開始するのに十分な詳細かつ包括的な基礎を提供していると考える。

しかしながら、リサイクルチェーン全体において、異なる市場やプラスチックの種類を問わず主要原則を統一的に適用することを阻害する可能性のある、以下の 2 つの分野における知識のギャップが依然として存在することを確認した：
・ポストコンシューマープラスチックに含まれる関連汚染物質に関する代表的なデータ。
・該当するプラスチックの種類における関連汚染物質の移行に関するモデリング。

これらの情報が十分に文書化されていない場合、最悪シナリオに頼らざるを得なくなり、食品接触材料へのリサイクルプラスチックの利用可能性が不要に制限される可能性がある。

EU
§2: 「プラスチックのリサイクルもまた、環境中へのマイクロプラスチックの発生源の一つである可能性が指摘されている」という文に、「環境中への」という語句を追加することが提案される。

§3 定義 第 3 項 定義
ケミカルリサイクル：新しいポリマーの製造について言及されている。その結果として「バージン品質のプラスチック材料」が得られることを明記するのが適切ではないか？

食品接触材料：その定義には、食品との意図的かつ予見可能な接触という側面も含まれるべきである。

食品グレード材料：この用語は文書内のどこにも使用されていないため、定義は不要である。更に、もし「意図的かつ予見可能な使用」が食品接触材料の定義に含まれるのであれば（上記のコメントを参照)、その定義は食品接触材料の定義と同一になるだろう。

食品包装：提案されている定義「食品を保持するために使用される成形品」は、本ガイドラインの適用範囲よりも広い。従って、以下の定義が提案される：「食品包装：食品の構成要素となることなく、そのライフサイクル全体（輸送、保管、小売販売）を通じて食品を収容、支持、又は保存するために使用される成形品。」

オリゴマー：「オリゴマー」という用語が、少なくとも 4 つのモノマー単位からなる分子複合体のみを指すように見受けられることを踏まえると、2 つ（ダイマー）又は 3 つ（トリマー）のモノマー単位からなる分子複合体が何に該当するのかを明確にすることが適切であろう。

ポリマー：繰り返し単位は必ずしもモノマーである必要はない。ブロックコポリマーの場合のように、オリゴマーである可能性もある。

バージンプラスチック：ケミカルリサイクル由来のバージン品質プラスチック材料との混同を避けるため、以下の定義を検討しても良いだろう。「バージンプラスチックとは、原油や天然ガスなどの石油化学製品から直接製造され、それ以前に使用、リサイクル、又は加工されたことのないプラスチックを指す。」

§4 脚注 3：紙製包装であっても、食品への物質の望ましくない移行が生じ得ることを強調することが重要である。従って、脚注 3 を次のように修正することが提案される。「紙製包装は、汚染物質が移行する可能性が低い乾燥食品との接触に用いられることが多い。場合によっては、紙や板紙に他の材料の層を組み合わせたり、コーティングを施したりすることもあるが、これらが必ずしも食品汚染に対するバリアとして機能するわけではない。汚染は、例えば気体状の物質（炭化水素系ミネラルオイルなど）を介して発生する可能性があるためである。

しかし、プラスチックは食品包装材料としてより広く使用されており、より幅広い種類の食品や使用条件に適用されている。CCCF 18 で合意された通り、本討議文書の対象範囲はリ

サイクルプラスチックである。

§8：ポリアミド（PA）も包装材料として使用されており、食品包装に広く使用されるポリマーのリストに追加できる可能性がある。

§11：印刷インキや接着剤がリサイクル用の投入原料を汚染する可能性があるため、印刷又はラミネート加工された材料は、プレコンシューマー廃棄物（スクラップ、トリミング材、端材など）から除外すべきである。

§12a：「食品接触成形品」という用語が使用されている。本ガイドラインの対象範囲は食品接触包装であり、文書全体で用語を統一する観点から、「食品接触成形品」という用語を「食品接触包装」に置き換えることが適切かもしれない。

§12d：軟包装や多層包装において、相対的に高いレベルのインクが含まれることになる理由を説明できるか？

§21：汚染物質を効果的に除去するために、全てのプラスチック材料に対して溶解リサイクルが必要なわけではない、という点を追加するのが適切かもしれない。PET のような「タイトなバリア」を持つポリマーの場合、汚染物質がマトリックスの深部まで浸透することは稀であるため、メカニカルリサイクルと熱的除染を組み合わせることで、食品グレードの純度を達成するのに十分である。対照的に、PE のような拡散性が高く「汚染物質を吸収・保持しやすい」ポリマーの場合、汚染物質が材料の深部まで移行するため、メカニカルリサイクルだけでは十分な除染ができない可能性がある。

§23：ケミカルリサイクルではモノマーとオリゴマーの双方が生成され得るため、最初の文の末尾に「……モノマーやオリゴマーなど」といった文言を追加することが考えられる。

§26：§12a へのコメントに関連して：用語の整合性を図る観点から、「用途」を「包装」に置き換えることが適切である。

§29：§12a へのコメントに関連して：用語の整合性を図る観点から、第 2 センテンスの「食品接触成形品」を「食品接触包装」に置き換えることが適切である。

§29 表の脚注(a)：「新規技術」という用語は、新たなリサイクル技術（例えば、PET 以外のプラスチックに関するもの）の開発を指すが、この新規技術に関して重要な点は、むしろ、それらの技術の運用開始前に所轄の官庁へ通知すること、及び開発者が包括的なデータを

提出することにある点に留意すべきである。従って、脚注に「新規技術の運用を開始する前に、開発者は所轄の官庁に通知し、包括的なデータを提出しなければならない」という文言を追加することが提案される。

§30　2 番目の箇条書き：規則(EU) 2022/1616 は、食品包装のみならず、食品接触材料及び成形品におけるリサイクルプラスチックを規制するものである。更に、EU がガイダンスを公表した旨の記述があるが、言及されるガイドラインは、EU のリスク評価機関である欧州食品安全機関（EFSA）によって公表されたものである。

§41：採用されるリサイクル工程の汚染除去効率によっては、リサイクル材の使用が特定の用途のみに制限される（或いは特定の用途が除外される）、又は包装におけるリサイクル材料の割合が制限される場合がある、という点を追記するのが適切かもしれない。

§47　2 番目の箇条書き：§12a へのコメントが参照されている。用語の整合性を図る観点から、「用途」を「包装」に置き換えるのが適切である。

「汚染物質を含まない」を「食品接触に適した」に置き換えるのが適切である。

CL 2026/60-CF、パラグラフ 3.2：CX/CF 26/19/14 付録 III（ガイドライン（概要））に関する推奨事項(iii)及びパラグラフ 8 について。提案されたガイドラインに対するコメントは、CCCF 19 において EWG が設置された場合、同部会がガイドラインを更に策定し、CAC 50（2027 年）での新規作業承認を前提として CCCF 20 での検討に供するための指針を提供することを意図している。従って、本ガイドラインは、総会において詳細な議論や編集を行うことを意図したものではない。

アルゼンチン

付録 III に示されたガイドラインの全体的な構成と内容を支持し、EWG の活動を導くための妥当な枠組みを提供するものと考えている。しかしながら、現状では概要の詳細が不十分であり、いくつかの技術的なセクションについては、アプローチを完全に評価する前に更なる策定が必要となることを指摘しておく。

EWG に対し、規制当局が既に採用している既存のリスクベースのアプローチを、必要に応じて活用することを推奨する。関連する要素としては、原材料又は投入材料の管理、除染プロセスの有効性を実証するためのチャレンジテスト、食品包装用リサイクルプラスチックの安全性を判断するための化学汚染物質の閾値を設定する毒性学的アプローチなどが挙げ

られる。

これらの側面は、今後のガイドライン策定において考慮されるべきと考える。また、ガイドライン策定においては、特に関連情報が不足している分野において、ガイドラインに組み込まれた各原則を裏付けるために必要な科学的データ要件を明確にすることが重要であると考える。

我々は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドライン策定に向けたこの新たな取組みの継続を支持し、草案は新たな取組みとして承認申請を行うための適切な基礎となるものだと考える。

特に、今後のガイドラインは、政策立案者や規制当局にとって有用な枠組みとなるよう十分に詳細であると同時に、リサイクル技術の進化に対応できる柔軟性を維持することが重要であると考える。

また、以下の点も支持する：
1. リサイクルプラスチックの安全性評価において、実用的でリスクに基づいたアプローチを採用すること。

2. 食品包装に使用される様々な種類のリサイクルポリマー（PET、PP、HDPE などを含むが、これらに限定されない）をガイドラインの対象範囲に含めること。

3. 部分解糖などのプロセスによるケミカルリサイクルをガイドラインの対象に含めること。

具体的コメント
プロジェクト文書：食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドライン策定のための新規作業提案（CX/CF 26/19/14 付録 II）
1. 目的と範囲

タイ
本提案作業の範囲は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関する国及び／又は地域の政策・規制の策定と実施に適用され、かつ促進できる高レベルの原則とガイドラインです。タイは、食品安全に焦点を当てた目標に範囲を整合させ、CODEX の目標の範囲外である環境問題にまで範囲を広げることを避けるため、「安全」という言葉を追加することを提案する。

2. 関連性と適時性

タイ

リサイクル食品包装材料に関連する食品安全性を向上させるための標準化の取組みは、時宜を得たものであり、極めて重要である。CODEX 戦略計画の目標 1 は、科学に基づいた基準と関連文書を策定することにより、変化するグローバルな状況下で消費者の健康を守り、食品貿易における公正な慣行を確保するという加盟国のニーズに応えることを強調する。

世界各地で包装材料にリサイクル材の使用を義務付ける規制が実施されており、食品包装の方法は国、地域、そして世界レベルで大きく変化している。このテーマに関する CODEX のガイドラインは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用が導入又は増加する際に、食品安全性が維持されることを確実にするのに役立つ。また、ガイドラインは貿易障壁の削減にも貢献し、食品包装におけるリサイクルプラスチックに関する世界的に一貫したアプローチを促進する。

タイは、第 5 項（CODEX 戦略目標との関連性）に示されている CODEX 戦略計画の目標 1 に正確に合致するよう、2 行目のテキストを修正することを提案する。

4. 作業優先順位設定基準に対する評価

a）健康、食品安全、食品取引における公正な慣行の確保、及び開発途上国のニーズへの配慮の観点からの消費者保護

食品安全面

EU

食品安全面 ― 不適切なリサイクルプラスチックが食品包装に混入すると、化学汚染物質が食品に移行する経路となり、食品安全が損なわれる可能性がある。ガイドラインでは、投入物及び発生源管理に関する情報、並びに化学汚染物質を除去するためのリサイクルプロセスの有効性を判断するために使用できる試験条件を提供する。

第 4 項 a）食品安全面 ― 第 2 文：ガイドラインでは「リサイキウルプロセスと技術」及び「リサイクルプラスチックの取り扱い」（本付録第 3 項参照）も対象としており、これらの点も食品安全に関連するため、これらの点を追加することが適切である。

(c) 作業範囲及び各セクション間の優先順位の設定

大韓民国

本提案の範囲は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する国及び／又は地域の政策・規制の策定と実施を促進し、適用可能なハイレベルのガイドラインである。これらのガイドラインは、関連する定義、適切な投入物の説明、適切なリサイクルプロセス条件の説明、及び貿易を促進し食品安全を確保するための試験に関する推奨事項を網羅する。ガイドラインは、リサイクルプラスチックの適用範囲と使用条件について規定する必要がある。

7. 専門家による科学的助言の必要性と入手可能性

大韓民国

合同専門家科学諮問機関からの科学的助言は必須ではない。ガイドラインは、CODEX 委員会の加盟国及びオブザーバーからの技術的情報提供、並びに査読済みの文献からの情報に基づいて作成される。提案されたガイドラインの作成には、科学的及び技術的な専門家の助言が必要であると考えられる。